

宇多津町農業委員会定例会議事録

開催日時： 令和7年9月19日（金）午前9時28分～午前9時42分

開催場所： 宇多津町役場西館2階

出席議員：

垣渕 直子
西山 修
福原 左恵子
野田 勝彦
宮本 政文
稻田 直樹
大坂 秀美

欠席議員：

谷川 英昭

農業委員会事務局出席者

事務局長 福田 伸之
事務局次長 三谷 真平

(午前9時28分開会)

○大坂会長

皆さんおはようございます。今年の夏は猛暑というか酷暑というか大変な暑さでございます。ただ米の方は順調に生育はしているようです。

ただこの前NHKのテレビ、ニュース見ていたら、徳島県と香川県は10年後の農家の後継者がわからないと。どういうふうになるかわからないという回答が7割ちょっとありました。全国でも徳島県と香川県が一位、二位そんな感じで報道されていました。

我々の水田地帯を見ても、この間荒れ地の確認は回ったわけですけど確かに皆さんも見てわかるように非耕作放棄地というかそういったもののがかなり増えております。農業委員会の方としては、やはり県外に相続人がいたりするとそういう人にも一応連絡は入れて何とか管理してくれと。それがダメなのであれば、農地機構へ貸すような方法もあるということは連絡してくれていると思います。ですが、そういうことに対して所有者からの問い合わせがないと実際動けない。国へ戻すといつても3年前くらい前、＊＊＊の人が国へ戻すといった話の中で、いよいよしようとしたらお金持っていないといけない。その規約は農業委員会にもありますけども、1反あたりかなりの金額を出さなければ、国は引き取らないと。

そういう状況の中で農業を継続していくと言っても農地だけの管理だけじゃなく、水路の管理や農道の管理そういうこともやっていかないといけない。おまけに今年みたいな暑さは私もブロッコリー何枚か植えましたけど水やりが大変です。そして雨が降っても大きな雨が降って、畠の上の泥が溝の中へ流れそれが堰して水を溜める。

そういう環境の悪さというのにへとへとしてるんですけど、そういう中でも後継者が見つからない中でもある程度の農地の管理をしていかないといけないのかなと思ってます。私も人の田んぼ何枚か借りてやってますけどもう70になってこれ以上はなかなか大変と言うのが現実です。

農地の管理をしていただくように、私も水利の方もしますけどもそういった流れの中で、地元の安心して暮らせるまちづくりいうのかな、そこの中の「井出ざらい」というのが大切になっていくわけです。この頃の天候は、もう一気に局地的な大雨が多いんで井出ざらいの重要性、それと大東川の土手を草刈りをしてくれたのがまた用水の方へ流れて、せきとめてるというのが長繩手でも2ヶ所確認できました。そういう部分について、河川の方の管理している県の方へも言つていろいろ手はずは整えているんですが、そういったことを一応みんなでいろいろ考えて少しでも管理がしやすいような農地にしていく。荒れ地が増えた中でブロッコリーを植えておりますと今になってコオロギがものすごく出てきてる。植えたやつをかじられるということです。涼しくなったきたので、暑いときはコウロギも草むらの中で隠れていたのがどんどん出てきております。農家の方としてみたらそういった田んぼに対して、薬をやる方法もありますけども、自分んちの田んぼの管理ができるのに人の田んぼから入ってくるやつを防がないといけないというのが今の現状です。

そういう中で、これからもそういう放棄地の解消につなげる一手があればいいなと思ってございます。

それでは会議に入らせていただきたいと思いますけど、議事録署名人が、西山さんと福原さん、よろしくお願ひします。それでは、事務局にお返しします。

○福田事務局長

はい。それでは本日、2議案ありますんで、早速議案第1号の方入っていきたいと思います。

農地法第3条第1項の規定による許可申請になります。

農業委員会の受付は、令和7年9月1日で申請内容は所有権移転となります。

申請地は、宇多津町字＊＊＊＊＊番で、地目は田、台帳現況ともに田でご

ざいます。面積は *** m²になります。

譲渡人は、 *** 市 *** 番地 *、 *** 様。

譲受人は *** 町 *** 番地、 *** 様です。

譲渡人は、昨年この土地を相続で取得されましたが、昔から稲作を委託している譲受人と話し合いの上、売買で合意し、今回の申請に至ったとのことです。

それではご審議よろしくお願ひします。

○大坂会長

はい、この件についてちょっとお話しないといけないのはこの農地以外にもまだ農地持っておられるわけですが、 ** さんが相続のときに確認した段階では、一部転用してるところが確認されて町の方から転用の申請を上げてくれという話をしていますけどもまだその転用が出てきてないと。

今回この農地については、一応水田から水田ということでいくようなんで問題はないんですけども、ただ別の田んぼを相続したときに親が転用してたのかどうかちょっとわかりませんけど、一部のその転用申請が上がってきた段階でこの本日上がっている分の許可をしたいなと思っています。問題がなければね。

転用申請が出ないままにこれを承認して先通したら、前回の転用申請が上がっていない分まで含めてほったらかすわけにもいかないので、1つだけそういう条件をつけて皆さんにお諮りしたいと思います。この土地については別段問題ないと思います。図面見てもらったら確かこれ隣が、 **くんとこの土地かな。

○福田事務局長

そうです。

○大坂会長

そういった点での農作業も管理はしやすいということで、別段私はこの土地については問題ないというふうに考えております。ただし1点、別の

土地での転用の申請が上がってないということで、それが来てからこれも承認したいなというふうに思っておりますので、そういった点で皆さんにお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか？

そしたらこの案件については一応承認はするけども転用申請が上がった段階で同時に許可をするということ。そういったことで事務局いいですか？

○福田事務局長

はい

○大坂会長

本来はこの第1号議案について、問題なかったら承認ということでよろしくございますか？

○委員一同

異議なし

○大坂会長

承認ということで

○福田事務局長

はい、ありがとうございます。

それでは議案第2号入ります。

農地法第3条第1項の規定による許可申請になります。

農業委員会の受付は、令和7年9月5日で申請内容は所有権移転となります。

申請地は、宇多津町字＊＊＊＊番＊で、地目は田、台帳現況とともに田でございます。面積は＊＊＊m²になります。

譲渡人は、＊＊＊市＊＊＊番＊号、＊＊＊＊様。

譲受人は、＊＊＊＊町＊＊＊番地＊、＊＊＊＊様です。

譲受人は、当該土地の隣接地で農業を営んでおり、経営規模拡大を考えていたところ、農業廃業を考えているの譲渡人と合意し、今回の申請に至ったと思うことです。それではご審議よろしくお願ひします。

○大坂会長

この土地については、図面見てもらったらわかるように、大抵これ奥が＊＊さんとこの田んぼかな。そう中ぐらい、ちょっと字が入っててみにくいけど。ここは昔、農協で支援事業で行っているときに、この2枚借りてたんですけど。この＊＊さんの方にしてみたら進入路がないだよね。そういう意味で、＊＊さん自体は農業を継続していいという話で聞いておりますんで、別段問題ないのかなというふうに思います。

皆さんのご意見いかがですか？

何もご意見がなかったらこういった案件で、転用するとかそういう話でございませんので、農地・農業を継続していくことで、承認いうことでよろしゅうございますか？

何もご意見ありませんか？ないようでしたら、この2号議案についても承認いうことでよろしゅうございますか？

○委員一同

はい

○大坂会長

では承認ということで

○福田事務局長

はいありがとうございます。

議案は以上2件になりますて一応、机の上に置いてました農政情報はまたお読みください。

もう1つ、1枚A4の紙を置かしていただいたんですが、毎年恒例ですが、市町農業委員最適化推進委員の研修会がまたアイレックスで12月の12日に予定されていますんで、先の農業委員会で出欠を図りますんでご予定だけ空けていただいてたらと思います。よろしくお願いします。

○大坂会長

これが12月だから11月の20日の段階で出欠確認して、また行く方法なりしていただきたいと思います。

以上で、本日の議案全て完了しました。大変暑い中でございます。体には十分気をつけて農業を継続してよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

(午前9時42分閉会)